

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和８年８月２４日午前１０時００分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所３階３０１会議室に招集する。

記

議案第２１号 農地法第３条の規定による許可について

議案第２２号 農地法第５条の規定による許可申請について

議案第２３号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

報告第２０号 農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

報告第２１号 農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

報告第２２号 農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人報告書について

報告第２３号 農地法第１８条第６項の規定による通知書について

農業委員

出席者 １１名

１番 近藤 輝彦	２番 岡田 章義	４番 清水ほづみ	５番 加塚 豊久
６番 鈴木 勝之	７番 山本 坂一	８番 近藤 尚登	９番 加藤 佳子
１０番 加藤 彰夫	１２番 神谷 友裕	１４番 杉浦 克己	

欠席者 ３名

３番 正木とよ子	１１番 山田 友樹	１３番 近藤 靖
----------	-----------	----------

農地利用最適化推進委員

出席者 １２名

１番 近藤 俊彦	２番 神谷 修二	３番 近藤 祝光	４番 岡村 信幸
５番 戸田 一成	６番 酒井 行教	７番 神谷 博之	８番 野村 隆治
９番 杉浦 克敏	１０番 清水 文高	１２番 高須 哲也	１３番 稲垣 重雄

欠席者 １名

１１番 平野 正美

午前１０時００分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記２名を指名する。

議事録署名者 ４番 清水 ほづみ ５番 加塚 豊久

議 事

議 長 はじめに、議案第 23 号整理番号 43 を上程します。

なお、本件は農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、加藤
彰夫委員は退席をお願いします。

(加藤彰夫委員退席)

議 長 それでは事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。

3 ページをお願いします。

議案第 23 号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号 43〕

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和 8 年 10 月 1 日から令和 18 年 1 月 31 日まで

説明は以上です。

議 長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第２３号整理番号４３を原案のとおり可決することにご異議ござ
いませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議なしと認め、議案第２３号整理番号４３を原案通り決定します。

（加藤彰夫委員着席）

議 長 それでは、議案第２１号から議案第２３号及び報告第２０号から報告
第２３号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。
１ページをお願いします。
議案第２１号
農地法第３条の規定による許可について

〔受付番号２〕

（権利の種類）

所有権移転

（所在及び面積）

●●●●

（譲渡人）

●●●●

（譲受人）

●●●●

経営規模拡大のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は73aになります。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2ページをお願いします。

議案第22号

農地法第5条の規定による許可申請について

〔受付番号8〕

（権利の種類）

賃貸借権

（所在及び面積）

●●●●

（貸人）

●●●●

（借人）

●●●●

（転用事由）

作業場及び駐車場

申請地は、名鉄富士松駅の南東約470mのところに位置しています。駅から500m以内の区域で囲まれる宅地割合が40%を超えている区域にある農地であるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、刈谷市で製造業を営む個人です。申請人は、自宅敷地内で部品製造を行っていましたが、大型部品の受注を受けることになり適地を探していたところ、申請地が条件と一致したため、新たな作業場及び駐車場を計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、始末書添付のうえ作業場、172.35㎡、駐車場3台分、189.65㎡を整備したく、本申請に及んだものです。

〔受付番号 9〕

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

事務所、駐車場及び作業場

申請地は、双葉小学校の南西約 5 8 0 m のところに位置しています。
農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積割合が 4 0 % を超えている区域の農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。

申請人は、刈谷市に本社を置く工業資材リサイクル事業を営む法人です。申請人は、取引先の敷地内を拠点にリサイクル用品の回収・選別等の事業をしていましたが、敷地の返還を求められたため新たな回収拠点を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、事務所、駐車場及び作業場、7 3 m²を建築したく、本申請に及んだものです。

なお、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

〔受付番号 1 0〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

申請地は、富士松中学校の南約 3 5 0 m のところに位置しています。
農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積割合が 4 0 % を超えている区域の農地であるため、第 3 種農地と判断致しました。

申請人は、申請地の隣地の土地建物を購入し、家族 7 人で生活する予定ですが、購入した土地建物に駐車場が不足したため、新たな駐車スペースを計画しました。

そこで、市街化調整区域内ではありますが、駐車場 5 台分、1 5 0 m²を整備したく、本申請に及んだものです。

〔受付番号 1 1〕

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

資材置場 (一時転用)

申請地は、富士松図書館の西約 5 0 m のところに位置しています。農地区分は、市街地に近接する区域で 1 0 ha 未満の農地であるため、

第2種農地と判断致しました。

申請人は、刈谷市に本社を置く建設業を営む法人です。申請人は刈谷市北部への運搬を容易にするため資材置場に一時転用したく、本申請に及んだものです。

3 ページをお願いします。

議案第23号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号42〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

使用貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（期間）

令和8年10月1日から令和11年11月30日まで

4 ページをお願いします。

報告第20号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

〔受付番号9〕

（所在及び面積）

●●●●

(申請人)

●●●●

(転用事由)

駐車場

以下、5ページの〔受付番号14〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

6ページをお願いします。

報告第21号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

〔受付番号53〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

住宅建築

以下、8ページの〔受付番号67〕までの届出がありました。
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

9ページをお願いします。

報告第22号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号 5〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

田 2 7 3 h a

畑 0 . 4 h a

(当該事業年度売上高)

5 1 6 , 4 0 8 , 0 0 0 円

(事業の種類)

生産する農畜産物 米、麦、大豆

関連事業等の内容 農作業受託

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地所有適格法人の要件である農地法第 2 条第 3 項各号は満たしております。

1 0 ページをお願いします。

報告第 2 3 号

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

〔整理番号 7〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和８年８月３日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

説明は以上です。

議 長 上程議案並びに報告についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第２１号から議案第２３号及び報告第２０号から報告第２３号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第２１号から議案第２３号及び報告第２０号から報告第２３号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前１０時１５分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 _____

4 番 _____

5 番 _____

本会議に参加した者

事務局長 石 川 晴 雄

課長補佐兼係長 酒 井 武 士

主任主査 高 橋 佑 斗

主 査 新 美 晶 子

主 事 加 藤 立 紀